**平成２３年（フ）第１２７号**
鳥取県倉吉市穴沢160番地瀬尾様方、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町加茂639番地12、開始決定時の住所鳥取県倉吉市清谷町２丁目68パレットハウスⅠ棟１階103号
破産者　國竹　英二
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１２５号**
岡山市中区浜３丁目８番12―10号
破産者　田邉　啓子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第４５１号**
愛媛県松山市南白水３丁目27―５、開始決定時の住所愛媛県松山市高浜町１丁目1416番地41
破産者　野々市竹男
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２９号**
佐賀市多布施３丁目14番47号
破産者　田中　政隆
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７３号**
宮崎県都城市山之口町花木2302番地１　高齢者総合支援センターきりしま、前住所宮崎県都城市蓑原町2993番地14
破産者　酒匂　トシ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１６２号**
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
破産者　藤永　廣喜
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第１６４号**
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
破産者　藤永　研二
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第３７号**
宮城県登米市津山町横山字宮田140番地１
破産者　阿部　　郁
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

**平成２３年（フ）第１３号**
大阪市西成区旭３丁目８番27号、開始決定時の住所奈良県高市郡高取町大字観覚寺75番地の２
破産者　大村　和弘
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２９３９号**
名古屋市名東区一社３丁目84番地　ライオンズマンション一社東802号、開始決定時の住所名古屋市名東区高社１丁目231番地　エル・パティオ一社103号
破産者　菊川　一雄
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７０５号**
愛知県春日井市気噴町１丁目10番地19　ハウステラサイド205号、開始決定時の住所名古屋市守山区深沢１丁目1608番地
破産者　中森けい子
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２１７７号**
愛知県知多郡東浦町大字緒川字雁狭間山１番地の65　巽ケ丘ハイツ２号棟241号
破産者　新谷　治代
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９４９号**
大阪府泉大津市東豊中町２丁目５番１号　青い鳥ハイツ305号、開始決定時の住所大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番41号
破産者　志村　征夫
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第６７１号**
神戸市長田区房王寺町７丁目12番30号　クリスタルハーモニー東館102号、開始決定時の住所神戸市長田区御屋敷通１丁目４番10―506号
破産者　山中　照雄
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８１４号**
神戸市西区春日台５丁目32番地の１
破産者　溝田　一郎
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３０３号**
兵庫県姫路市飾磨区細江473番地６
破産者　白子　典孝
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３２０号**
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目599　南ハイツ２Ｂ、住民票上の住所兵庫県姫路市花田町小川162番地１
破産者　コメ・スターこと　中田　健二
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部